

介護サービス事業所が 4月からオープン

365日
24時間
利用可能

多機能ホーム 夢ふうせん ののか



施設の概要
所在地：達美213番地9
建物：地上1階
延床面積：212.22㎡

居宅の要介護（要支援）者を対象に、利用者の選択によって、同じ事業所で訪問、通所、短期入所のサービスを利用できる小規模多機能型居宅介護事業所「夢ふうせん ののか」が、4月9日（水）から利用開始となります。

通所サービスを利用しているときに、急きょ一泊利用したいなど、急なケースにも対応できます。

併せて、隣に建設している建物が、共生型住宅です。高齢者や障がい者の方が、共に暮らす住宅ですが、こちらも4月9日入居開始です。家賃・食事等で月額111,000円の予定です。

問い合わせ先
(株)エムリンク ☎01587-2-1123
役場保健福祉課介護保険担当 ☎76-2151(内線230)

共生ホーム 夢ふうせん ののか



施設の概要
所在地：達美213番地9（多機能ホーム隣）
建物：1人部屋10室
延床面積：1階床面積264.69㎡
2階床面積202.97㎡
部屋の広さ：1人部屋18.04㎡ 洗面・トイレ付
その他：浴室共用で各階に設置、エレベーター設置、食事付

町の介護保険の運営を定めた第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～26年度）では、介護が必要になっても住み慣れた地域での生活が可能となるよう、「小規模多機能型居宅介護事業所」と「共生型住宅」の整備を記載しています。運営事業主は、(株)エムリンクで4月9日から開設します。

夢ふうせん ののか
施設長 松本大吾



津別町のみなさん、はじめまして。ふうせんに夢を託したエムリンクは、このたび津別町において事業所を開設してお世話になります。多機能ホーム「夢ふうせん ののか」は、津別町の皆さんの夢を託せるホームを目指し、職員一同頑張りますのでよろしくお願います。

住宅 改修

平成26年度 申し込みのお知らせ

住宅改修

奨励金を希望される方は、受付期間内に申し込みが必要です

対象となる改修工事、区分など
①町内建設業者が請負う改修工事で、奨励金交付決定前に着手していない工事

②改修に要する費用が50万円（消費税等含む）以上

③住宅の増築、改築、住宅の耐久性を高めるための改修工事、塗装、補強、住宅の居住性を高める改修工事、環境負荷低減に資する改修工事など

詳しくは下記担当へのお問い合わせ、または、町ホームページをご覧ください。

①期間

平成26年3月10日～4月10日
(土・日・祝日を除く)

②時間 8時30分から17時15分

③場所 産業振興課商工観光グループ（役場2階中央付近）
受付期間を過ぎた場合は、受付でき



ません。

一度、住宅改修奨励金の交付を受けている住宅は、申し込みできません。申込書は町ホームページからもダウンロードできます。

事業概要

①奨励金は、改修費用の20%で、50万円が限度です。

②建築後10年以上経過した住宅の改修工事で、改修後10年以上の定住を確約される方を対象とします。

③予算を超えた際は、抽選となる場合があります。

新築

住宅新築

新築住宅に対する奨励金額

必須要件 60万円

①床面積80㎡以上、10年以上の定住を確約

②住宅の品質確保等に関する法律第3条に規定する日本住宅性能表示基準及び評価方法法基準の「省エネルギー対策等級」に示された「等級3」を満たすこと

加算要件

①申請時に同居する小学生以下の子供がある場合 20万円

②申請時より遡り、町外に2年以上住まれた方が持ち家を建設する場合 20万円

③住宅性能表示基準、評価方法基準の「高齢者等配慮対策等級」に示す「等級3」バリアフリー住宅基準を満たす場合 20万円

④町内で加工された製材、木材を床面積1㎡当たり0.1㎡以上使用した場合 30万円

中古 住宅

奨励金

必須要件の60万円に、該当する加算要件を加えた額が、奨励金額となります。

工着手前に申請が必要です。

中古住宅

中古住宅購入に対する奨励金額
建物の固定資産税課税標準額が、150万円以上の中古住宅を購入し、10年以上の定住を確約した場合が、奨励金の対象となります。売買後1年以内の申請が必要です（課税標準額は、固定資産税の納付書に記載されています）。

問い合わせ・申し込み先

産業振興課 商工観光グループ
☎76-21151
(内線256、259)